

久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成22年久喜市条例第138号）による在宅
重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	久喜市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-3：心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成22年久喜市条例第138号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		久喜市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成22年久喜市条例第138号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成22年久喜市条例第138号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、(障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること)を目的とする。	この条例は、久喜市に居住する(在宅重度心身障害者)に在宅重度心身障害者手当(以下「手当」という。)を支給することにより、(これらの者の経済的、精神的負担の軽減を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例(平成22年久喜市条例第138号)久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則(平成22年久喜市規則第120号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第2項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第2項の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ロ	久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ハ	久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例第2条第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報

身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定

番号法別表第二主務省令55条 項1号升

久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例第2条第1項第4号

②情報提供者

都道府県知事

都道府県知事

③提供を求める特定個人情報

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定

番号法別表第二主務省令55条 項1号7

久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第1項

②情報提供者

内閣総理大臣

内閣総理大臣

③提供を求める特定個人情報

公的給付支給等口座登録簿関係情報

公的給付支給等口座登録簿関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

(1) 法定事務

(2) 独自利用事務

①根拠規定

番号法別表第二主務省令55条 項11号

久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例第4条第2項

事務の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例第4条の受給資格
の喪失等の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定

番号法別表第二主務省令55条 項11号ハ

久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例第2条第1項第1号

②情報提供者

都道府県知事

都道府県知事

③提供を求める特定個人情報

身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号ニ	久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例第2条第1項第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
備考		

届出情報

独自利用事務の対象者	在宅重度心身障害者
番号法第 9 条第 2 項の条例に規定した日	2023年12月22日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	21
保護評価書の名称	在宅重度心身障害者手当に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%B9%85%E5%96%9C%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E5%9C%A8%E5%AE%85&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=25&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=25&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2